



平成 22 年 8 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・オー・データ機器  
代 表 者 名 代表取締役社長 細 野 昭 雄  
( J A S D A Q ・ コード 6 9 1 6 )

問 合 せ 先  
役職・氏名 社長室 室長 真 田 秀 樹  
電 話 番 号 0 7 6 - 2 6 0 - 3 3 7 7

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 8 月 11 日開催の取締役会において、下記の定款の一部変更を平成 22 年 9 月 28 日開催予定の第 35 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

社外取締役および社外監査役として幅広く有能な人材を迎えられる環境を整備し、また、その期待する役割を十分に果たすことができるようにするため、社外取締役および社外監査役との責任限定契約締結に関する規定を、変更案第 27 条(社外取締役との責任限定契約)および変更案第 35 条(社外監査役との責任限定契約)に新設するものであります。なお、第 27 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 22 年 9 月 28 日 (火曜日)
定款変更の効力発生日	平成 22 年 9 月 28 日 (火曜日)

以 上

## 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 27 条 (社外取締役との責任限定契約)</u>  <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第 27 条～第 33 条 (条文省略)</p>	<p>第 28 条～第 34 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 35 条 (社外監査役との責任限定契約)</u>  <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第 34 条～第 37 条 (条文省略)</p>	<p>第 36 条～第 39 条 (現行どおり)</p>

以 上